

「てまえどりPOP」による食品ロス削減 実施要領

立川市環境資源循環部ごみ対策課

1 目的

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動である。

消費者（市民）がおにぎりや総菜などを購入してすぐに食べる場合に、手前の商品から取ってもらうよう記載した啓発用のPOP等を立川市（以下「市」という。）が作成し、協力店舗の該当する商品棚に掲示してもらうことで、消費者（市民）に食品ロス削減への協力をお願いするとともに、食品ロス削減の周知や啓発することを目的とする。

2 対象事業者

市内で営業する小売店舗（以下「店舗」という。）とする。

3 実施期間

原則として、6月の環境月間や10月の食品ロス削減月間などにあわせて実施する。ただし、店舗が、上記期間以外にもPOP等の掲示を希望する場合は、別途調整することとする。

4 取組内容

- （1）店舗は、おにぎりや総菜などの商品棚に市から交付されたPOP等を掲示し、消費者（市民）へ食品ロス削減の取り組みについて周知するとともに、てまえどりの協力をお願いする。
- （2）店舗は、商品の発注数を調整したり店内で販売する商品の作り過ぎを見直すなどして、店舗から発生する食品ロスの削減に努める。
- （3）店舗は、市で実施する取り組みに関する調査へ協力するものとする。

5 申請方法

- （1） 所定の参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で環境資源循環部ごみ対策課へ提出する。
- （2） ごみ対策課は、提出された参加申込書を確認し、対象事業者と認められる場合は参加者名簿に記載するとともに、申請者または店舗に対してPOP等を交付する。

6 協力店舗の紹介

市は、申請期間中に申請した店舗について、市ホームページで紹介する。

なお、申請者は、市に申請した時点で、当該店舗の情報を市ホームページ等へ掲載することに承諾したものとする。

7 承認の取り消し

(1) 市は、店舗から申請の取り下げの連絡がされた場合や、承認が適当でないと判断した場合は、参加者名簿から取り消すことができる。

(2) 承認を取り消された店舗は、速やかにPOP等の掲示を取りやめること。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。